

キャリアアップ助成金

短時間労働者労働時間延長コース

令和5年
4月1日
制度改正!!

有期雇用労働者等の週所定労働時間を延長し
新たに社会保険を適用した場合に助成されます。

助成額

- ① 週所定労働時間を
週3時間以上延長し
新たに社会保険に適用した場合



①と②合わせて、
1年度1事業所当たり
支給申請上限人数は
45人まで

支給額は1人当たりの金額です。

	支給額
中小企業	23.7万円
中小企業以外	17.8万円

①は令和6年9月30日までの間、支給額を増額。

- ② 労働者の手取り収入が減少しないように週所定労働時間を延長し新たに社会保険に
適用した場合

労働時間数	中小企業	大企業
1時間以上2時間未満 (10%以上増額)	58,000円	43,000円
2時間以上3時間未満 (6%以上増額)	117,000円	88,000円

②は令和6年9月30日までの暫定措置。

支給までの流れ

